

新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

現在、新型コロナウイルス感染症にかかる首都圏での新規陽性者数は、緊急事態宣言下でのそれに匹敵し、全国への拡大が強く懸念されている。

そうした中、西日本を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、派遣職員の感染が明らかになるなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する下での災害対応といった、二つの「国難」に対する難しい舵取りを各都道府県は求められている。全国知事会は、住民の命を守るため、全都道府県が一丸となって、実効性ある対策を強力に進めていかなければいけない。

全国知事会は、これまでの各都道府県の取組を共有し、さらに積極的に、感染拡大防止に全力で取り組む決意であり、上記のような状況下、改めて、政府におかれては、次の点について緊急に対策を講じられたい。

1 新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応について

現在の東京を中心とした新型コロナウイルスの感染拡大傾向に歯止めをかけるため、国として東京都等とも協力して感染拡大防止措置を緊急に講じるとともに、他の道府県とも積極的な情報共有を進めること。なお、全国知事会としても保健師の派遣などで積極的に協力していく決意である。

2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

「感染予防」を進めるためには、まずは新型コロナウイルス感染症陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、そのためには、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請、個別施設への特措法第24条第9項による協力要請、さらには、これらの実効性を担保するための罰則規定など、様々な法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」の制度化について国において早急に議論を進めること。

全国知事会からは、これまで数次にわたって要請を行っており、これ以上の感染拡大を防ぐためには、こうした権限強化は「待ったなし」であり、「必須」である。臨時国会での審議も含め、知事・保健所の権限強化のため、例えば食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような措置が行えるよう、速やかに必要な特措法や、感染症法、風営法等の運用弾力化や法改正を行うこと。

また、疑い患者等に係る保健所間の情報共有の仕組みを確立するとともに、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

3 Go To キャンペーン事業について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、観光関連産業をはじめとする地域経済の早期回復を図るものとして、地方としても独自の事業との連携を図るなど、その効果を期待しているものである。

一方、現在、新型コロナウイルス感染症は引き続き注視すべき状況にあり、本事業が感染拡大の要因となることは避けなければいけない。

このため、Go To トラベル事業の実施に当たっては、当面の間、東京都発着の旅行を対象外とすることとされたところであるが、速やかに制度の詳細を明らかにするとともに、ブロック内など近隣観光から始めることを求める地域が多いことにも留意しつつ、今後とも感染状況を注視し、対象地域の範囲、時期、方法について、

これらの基準等を明確にした上で、除外地域などを機動的に見直すとともに、その際には、国によるキャンセル料の補填など観光事業者に安心をもたらす制度とすべき。また、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地においては、災害復旧の状況を踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

また、地域共通クーポンについては、地方の意見を踏まえ、早急にスキームを明確にすること。

加えて、Go To イート事業やGo To イベント事業についても、実施時期も含めて地方の意見を踏まえて実施すること。また、8月1日からイベント開催制限の段階的緩和が予定されているが、見直しを含めその取扱いについて早急な検討を行うこと。

さらに、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に必要な「新しい生活様式」や業種別ガイドラインが徹底されるよう、住民や事業者に対する広報・啓発を強化すること。特に、軽症のまま感染を広げかねない若年層に対する呼びかけを行うなど、適切な対策を講じていただきたい。

4 被災地対策について

7月8日から11日まで、熊本県人吉市に派遣されていた応援職員が、新型コロナウイルスに感染していることが判明した。

全国知事会としては、全都道府県が一丸となって支援活動を進める決意であり、応援職員の派遣前のPCR検査の実施をはじめ、支援活動に従事する際のマスク着用の徹底など、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す構えである。また、避難所設置に当たっては新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じることとしている。

国においては、各都道府県がこうした取組を進めるため、財政面をはじめ必要な支援を行うこと。

5 PCR検査等の戦略的拡大について

PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い戦略的に拡大することとし、クラスターが発生した施設等の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、施設内感染を防ぐための医療、介護・障害福祉施設の従事者等、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、国の負担による行政検査として実施することを検討するとともに、国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費について国として支援を行うこと。

6 医療提供体制の拡充・強化について

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が厳しくなっている。

このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、従来の重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、実情に応じ、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、既に一部の交付額が内示されているが、実際の必要額に大きく不足していることから、予備費の充当を含む交付金の増額など速やかに対応すること。また、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充等により、医療機関の

経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的に対処すること。

加えて、季節性インフルエンザの到来における予防接種等を見据えた医療体制の整備並びに若年層向けの宿泊療養施設の確保、早期のワクチン開発等、速やかに対応すること。

7 感染再拡大の防止に向けた取組への支援等について

各都道府県は、感染拡大の防止に向けて、地域の実情を踏まえた対策の実施について、引き続き全力を尽くしていくが、新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後の情勢によっては、都道府県が迅速に対応できるよう、予備費を活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しや基金への積み立て要件弾力化も含め、更なる財政支援を検討すること。

また、雇用調整助成金の緊急対応期間については、当初の6月末から9月末まで延長されたが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、引き続き、雇用調整助成金による雇用の維持を図る必要がある。このため、緊急対応期間について10月以降も更に延長すること。

さらに、有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した緊急雇用創出事業の創設を早急に検討すること。

8 水際対策について

今後、感染リスク評価を踏まえた段階的な入国制限の緩和による国際便等の増加に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されるが、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。

また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、そのための十分な収容能力を確保すること。

検査結果が陽性の場合は、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、国が用意した医療機関への入院や宿泊施設での療養などにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。

加えて、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につなげられるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

9 在日米軍基地での感染者の発生について

沖縄県の米軍基地では、140人を超える新型コロナウイルスの感染者が発生するなど、急速に感染が拡大しているが、米軍からは、地元自治体に十分な情報提供は行われていない。また、岩国基地所属の米軍関係者は、羽田空港での入国時の検疫後に、公共交通機関を使用して国内を移動し、その後、感染が判明した事例も発生している。こうした事態は、国民に大きな不安を与えるものである。

政府においては、在日米軍における感染防止対策の強化を求めること。また、米軍基地における感染症に関する情報は、政府の責任において、情報収集を行い、適時・適切に公表を行うこと。さらに、米軍基地に出入りする日本人業者の情報については、関係自治体に情報提供を行うこと。あわせて、日本人基地従業員に対する検査について、雇用主である政府の責任において実施すること。

さらに、米軍人等が我が国の空港等に入国した際の検疫後の移送方法や待機につ

いて、早急に米側と協議を行い、国民に影響を及ぼさないよう対策を講じること。

10 感染拡大の防止と社会経済活動の段階的引上げについて

これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

また、地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gをはじめとした情報通信基盤の整備を進め、多核連携による分散型国土の形成に取り組むこと。

あわせて、児童・生徒や学生をはじめ、若者に対する支援に十分配慮すること。

令和2年7月19日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治

全国知事会緊急広域災害対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治